

# 無料低額宿泊所をご存じですか？

## ○無料低額宿泊所とは？

社会福祉法第2条第3項で定める第二種社会福祉事業のうち、第8号の「**生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業**」を実施する施設です。

具体的には、定員が5人以上で、①と②の両方を満たす施設が、無料低額宿泊所に該当します。

### ①次に掲げるいずれかの事項を満たす。

- 入居の対象者を生計困難者に限定している（生計困難者に限定して入居を勧誘している場合も含まれます。）。
- 入居者の総数に占める生活保護受給者の数の割合がおおむね50%以上であり、居室の利用についての契約が建物の賃貸借契約以外の契約である。
- 入居者の総数に占める生活保護受給者の数の割合がおおむね50%以上であり、利用料を受領してサービスを提供している

### ②居室使用料が無料または生活保護の住宅扶助基準額以下である。

## ○県への届出が必要になります！

新たに事業を開始する際には、県へ事前に届出が必要です。また、運営されている施設が無料低額宿泊所に該当する場合は、すみやかに県への届出をお願いいたします。

※那覇市に所在する施設の届出先は、中核市である那覇市になります。

## ○無料低額宿泊所の法令上の規制の強化について

一部の無料低額宿泊所において、提供されるサービスに見合わない高額な利用料を徴収するなどの「**貧困ビジネス**」の問題が全国的に指摘されています（沖縄県では、無料低額宿泊所における貧困ビジネスは確認されていません。）。

国では、無料低額宿泊所の法令上の規制を強化するため、社会福祉法の一部について次のように改正しました。

- ① 市町村や社会福祉法人以外が設置する無料低額宿泊所について**事前届出制度**を導入
- ② 現在厚生労働省のガイドライン（通知）で定められている設備・運営に関する基準について、**法定の最低基準を創設**
- ③ 最低基準を満たさない事業所に対する**改善命令の創設**

特に②は、無料低額宿泊所の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応、施設の運営について、厚生労働省の基準に基づき、各都道府県、指定都市、中核市において条例で基準を定めることとされました。

このため、沖縄県においても「沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、令和2年4月1日に施行しました。

条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を満たさない無料低額宿泊所については、沖縄県が指導・改善命令等を行います。

○沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

県条例で定める無料低額宿泊所の主な基準事項及びその内容は次のとおりです。

基準区分		主な基準事項	内容
配置職員		職員等の資格要件	施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した社会福祉主事）若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。職員は、できる限り第19条第1項各号のいずれかに該当する者。
		職員配置の基準	職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長。
設備	居室	定員等	原則個室とする。各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
		居室の床面積	7.43㎡以上。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合は4.95㎡以上。
	上記以外のもの	必要な設備	居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場。
運営	利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの	入所申込者への説明、契約	入居申込者に対し、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務体制、当該サービスの内容及び費用その他の重要事項を記した文書を交付して説明。居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結。
		秘密保持	正当な理由なく業務上知り得た入居者の秘密の漏洩を禁止。
		事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに県及び入居者の家族等に連絡、必要な措置を講じる。
	上記以外のもの	運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を制定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的及び運営の方針</li> <li>・職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・入居定員</li> <li>・入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>・施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>
		非常災害対策	非常災害に対する計画を策定、年1回以上の訓練を実施。
		食事	食事を提供する場合、量及び栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を適切な時間に提供。
		入浴	入居者に対し一日1回の頻度で入浴の機会を提供。やむを得ない事情があるときは、あらかじめ入居者に説明した上で、一週間に3回以上の頻度とすることも可。
規模	規模	5人以上（サテライト型住居を除く。）	

【お問い合わせ先】

沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課地域福祉推進班

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 TEL 098-866-2177 FAX 098-866-2569